

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成19年11月2日	条例第11号
平成21年2月12日	条例第2号
平成21年7月6日	条例第5号
平成22年2月19日	条例第1号
平成23年2月14日	条例第1号
平成24年2月20日	条例第1号
平成25年2月18日	条例第2号
平成26年2月19日	条例第1号
平成27年2月17日	条例第1号
平成27年3月26日	条例第7号
平成28年2月17日	条例第7号
平成29年2月21日	条例第2号
平成30年2月22日	条例第3号
平成31年2月19日	条例第1号
令和2年2月12日	条例第3号
令和2年4月28日	条例第4号
令和2年12月18日	条例第6号
令和3年3月1日	条例第1号
令和4年2月16日	条例第3号
令和5年2月17日	条例第4号
令和6年2月14日	条例第2号
令和6年8月23日	条例第3号
令和7年2月12日	条例第4号

目次

第 1 章 長崎県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療
(第 1 条)

第 2 章 後期高齢者医療給付 (第 2 条・第 3 条)

第 3 章 保健事業 (第 4 条・第 5 条)

第 4 章 保険料 (第 6 条～第 2 4 条)

第 5 章 罰則 (第 2 5 条～第 2 8 条)

第 6 章 補則 (第 2 9 条)

附則

第 1 章 長崎県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者
医療

(趣旨)

第 1 条 長崎県後期高齢者医療広域連合 (以下「広域連合」とい
う。)が行う後期高齢者医療に関し必要な事項は、高齢者の医
療の確保に関する法律 (昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」
という。)その他の法令に定めるもののほか、この条例の定める
ところによる。

第 2 章 後期高齢者医療給付

(葬祭費)

第 2 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対
し、葬祭費として、2 万円を支給する。

(他の法令の規定による給付との調整)

第3条 前条の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第3章 保健事業

（保健事業）

第4条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康診査
- (2) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第5条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第4章 保険料

（保険料の賦課額）

第6条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定による基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。

- 2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項

に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

4 前2項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（基礎賦課額の所得割額）

第7条 前条第2項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第9条及び第10条において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第11条までの規定により当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第12条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場

合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第14条第3号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第85条で定めるところにより算定した当該特定期間（この条例において「特定期間」とは、法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（基礎賦課額の被保険者均等割額）

第8条 第6条第2項の被保険者均等割額は、第14条第3号に規定する被保険者均等割総額を施行規則第86条第2項で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第9条 第6条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定に

より算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(基礎賦課額の所得割率)

第10条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、100分の9.59とする。

(基礎賦課額の均等割額)

第11条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、5万6,200円とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第11条の2 第6条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下この条、第11条の4及び第11条の5において「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第6条、この条本文、次条から第11条の6までの規定により当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第12条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第14条の2第2号に規定する所得割総額

(2) 被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定す

る総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第11条の3 第6条第3項の被保険者均等割額は、第14条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第11条の4 第6条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第11条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.25とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)

第11条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,300円とする。

(基礎賦課額の賦課限度額)

第12条 第6条第2項の基礎賦課額は、85万円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第12条の2 第6条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1,000円を超えることができない。

(賦課期日)

第13条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(基礎賦課総額)

第14条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額(第16条又は第17条に規定する基準に従い第6条から第11条まで及び第12条の規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「基礎賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第

78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、療養費及び特別療養費の審査及び支払に関する事務の執行に要する費用の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率

とする。

- (3) 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条又は第17条に規定する基準に従い第6条及び第11条の2から第11条の6まで及び第12条の2の規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要

する費用を除く。)に限る。)のための収入の額(同条第2項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。)の合計額

- (2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の被保険者の所得の平均額をすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額で除して得た率(小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。)を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 前2項の規定により算定した保険料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第16条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の賦課期日(賦課期日後に被保険者の資格を取得

した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。)における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。)の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額(被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者(次号及び第3号において「被保険者等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の

数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減

じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に57万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

- (4) 前3号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

- 2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第17条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号又は第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第18条 保険料の額が定まったときは、広域連合の長(以下「広域連合長」という。)は、すみやかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様

とする。

(保険料の徴収猶予)

第19条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又は連帯納付義務者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 被保険者又は連帯納付義務者が、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと、若しくは連帯納付義務者が死亡したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 被保険者又は連帯納付義務者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 被保険者又は連帯納付義務者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) その他特別の事情があるとき。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及び連帯納付義務者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第20条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 被保険者又は連帯納付義務者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 被保険者又は連帯納付義務者が、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと、若しくは連帯納付義務者が死亡したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 被保険者又は連帯納付義務者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 被保険者又は連帯納付義務者の収入が、干ばつ、冷害、凍

霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(5) その他特別の事情があるとき。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 被保険者及び連帯納付義務者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第21条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しな

なければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

（保険料の納付）

第22条 保険料は、第6条から前条までの規定により当該市町に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（市町が徴収すべき保険料の額）

第23条 市町は、当該市町に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該市町に住所を有しなくなった日に他の市町に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する

月の前月まで月割をもって行う。

- 4 第2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げ、第3項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(延滞金の納付)

第24条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第5章 罰則

第25条 広域連合は、被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第26条 広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第27条 広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第 28 条 第 25 条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第 25 条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

第 6 章 補則

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第 2 条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第 16 条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額）及び」と、「同法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号」とあるのは「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」と、同項第 2 号及び第 3 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額

（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第3条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該3月間のうち就労した日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端

数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。
ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第5条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書きの規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により広域連合が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に関する特例の適

用)

第 6 条 前 3 条の規定については、令和 2 年 1 月 1 日から広域連合長が定める日までの間に傷病手当金の支給を始めるものについて適用する。

附 則（平成 20 年 7 月 7 日条例第 11 号）

この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第 8 条及び附則第 10 条の規定は平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 12 日条例第 2 号）

この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 6 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 2 月 19 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 10 条及び第 11 条の規定は、平成 22 年度及び平成 23 年度の保険料について適用し、平成 20 年度及び平成 21 年度の保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第 4 条第 2 項第 7 号に規定する別表については、平成 22 年度及び平成 23 年度の保険料について適用し、平成 20 年度及び平成 21 年度の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 14 日条例第 1 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 2 月 2 0 日 条例 第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 0 条及び第 1 1 条の規定並びに附則第 4 条第 2 項第 7 号に規定する附則別表については、平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度の年度分の保険料について適用し、平成 2 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 1 2 条及び附則第 4 条第 2 項第 8 号の規定は、平成 2 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 2 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 5 年 2 月 1 8 日 条例 第 2 号）

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 2 月 1 9 日 条例 第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 0 条及び第 1 1 条の規定については、平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度の年度分の保険料について適用し、平成 2 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 1 2 条、第 1 6 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 2 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 7 年 2 月 1 7 日 条例 第 1 号）

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日 条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 16 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日 条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 10 条及び第 11 条の規定は、平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 16 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 21 日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 22 日 条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 10 条及び第 11 条の規定は、平成 30 年度及び平成 31 年度の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 19 日 条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 12 日 条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関

する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 新条例第１０条及び第１１条の規定は、令和２年度及び令和３年度の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和２年４月２８日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年１２月１８日条例第６号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月１日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年２月１６日条例第３号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、

令和 3 年度までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 10 条及び第 11 条の規定は、令和 4 年度及び令和 5 年度の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月 17 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 16 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 2 月 14 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 第 2 条 この条例による改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 第 3 条 令和 6 年度において、長崎県後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第 12 条中「80 万円」とあるのは、「73 万円」とする。

- (1) 昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた者

(2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、100分の9.52とする。

附 則（令和6年8月23日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

附 則（令和 7 年 2 月 1 2 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第 1 6 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 1 9 条第 1 項の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 7 年 2 月以降の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 7 年 1 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 2 月 1 7 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和 8 年度及び令和 9 年度における保険料の減免の特例）

- 3 広域連合長は、令和 8 年度及び令和 9 年度の第 1 6 条第 1 項第 1 号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（第 6 条第 2 項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下この条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額を減ずることができる。